

寒川町妊産婦健康診査事業実施要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(妊産婦健診の回数)</p> <p>第5条 妊婦健診の回数は、対象者1人につき14回 _____ とする。ただし、妊娠期間の途中で本町に住所を有することとなった対象者(以下「転入者」という。)に係る妊婦健診の回数は、当該転入者が他の市区町村で既に受診した妊婦健診に相当する健診の回数を減じた回数とする。</p>	<p>～略～</p> <p>(妊産婦健診の回数)</p> <p>第5条 妊婦健診の回数は、対象者1人につき14回 <u>(対象者が多胎妊娠の場合にあっては、19回)</u> とする。ただし、妊娠期間の途中で本町に住所を有することとなった対象者(以下「転入者」という。)に係る妊婦健診の回数は、当該転入者が他の市区町村で既に受診した妊婦健診に相当する健診の回数を減じた回数とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>～略～</p> <p>(費用の助成)</p> <p>第10条 町長は、妊産婦健診に係る費用について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を助成するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 妊婦健診第2回目から14回目 _____ _____ 1回につき5,000円</p> <p>(3) (略)</p>	<p>～略～</p> <p>(費用の助成)</p> <p>第10条 町長は、妊産婦健診に係る費用について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を助成するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 妊婦健診第2回目から14回目 <u>まで</u> <u>(多胎妊娠の場合にあっては、19回目まで)</u> 1回につき5,000円</p> <p>(3) (略)</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
	<p>附 則</p>
	<p>(施行期日)</p>
	<p>1 <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>
	<p>(経過措置)</p>
	<p>2 <u>この要綱施行の際現に妊娠している者(多胎妊娠に限る。)に係る妊産婦健診の回数については、改正後の第5条の規定にかかわらず別に町長が定めるところによるものとする。</u></p>

寒川町妊産婦健康診査事業実施要綱

平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づく妊産婦の健康の保持及び増進を図るための健康診査(以下「妊産婦健診」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱に定めのあるもののほか、法において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 妊産婦健診の対象となる者(以下「対象者」という。)は、法第15条の規定による妊娠の届出(以下「妊娠の届出」という。)をした者であって、妊産婦健診を受診する日において、本町に住所を有する(本町の住民基本台帳に記載されていることをいう。以下同じ。)ものとする。

(実施機関)

第4条 妊産婦健診は、次に掲げる病院、診療所又は助産所(以下「医療機関等」という。)において実施するものとする。

(1) 妊産婦健診の実施に伴う事務処理について神奈川県産科婦人科医会に依頼している医療機関等

(2) 町と妊産婦健診の実施について契約している医療機関等

2 前項の規定にかかわらず、対象者が里帰り出産等により前項各号の医療機関等(以下「契約医療機関」という。)で受診することが困難であると町長が認めるときは、契約医療機関以外の医療機関等において妊産婦健診を実施することができる。

(妊産婦健診の回数)

第5条 妊産婦健診の回数は、対象者1人につき14回(対象者が多胎妊娠の場合にあつては、19回)とする。ただし、妊娠期間の途中で本町に住所を有することとなった対象者(以

下「転入者」という。)に係る妊婦健診の回数は、当該転入者が他の市区町村で既に受診した妊婦健診に相当する健診の回数を減じた回数とする。

- 2 産婦健診は、産後2週間健診及び産後1か月健診とする。ただし、出産した翌日から起算して60日を経過する日までに本町に住所を有することとなった対象者に係る産婦健診は、当該対象者が他の市区町村で既に受診した産婦健診に相当する健診を対象としないこととする。

(妊産婦健診の内容)

第6条 妊婦健診の内容は、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日付け厚生労働省告示第226号)において示される妊婦健診の内容とする。

- 2 産婦健診の内容は、母子保健医療対策総合支援事業の実施について(平成17年8月23日雇児発0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示される産婦健診の内容とする。

(補助券の交付)

第7条 町長は、妊娠の届出を受理したとき(転入者の場合は、他の市区町村で交付された母子健康手帳の提示及び妊産婦健康診査費用補助券交付申請書(転入者専用)(第1号様式)による申請を受けたとき)に、第5条に規定する回数分の寒川町妊産婦健康診査費用補助券(以下「補助券」という。)を対象者に交付するものとする。

- 2 補助券のうち妊婦健診に係るものの有効期間は、補助券の交付の日から分娩の当日(分娩に係る診療等は除く。)までとする。
- 3 補助券のうち産婦健診に係るものの有効期間は、次に掲げる健診の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 産後2週間健診 出産した日の翌日から起算し、5日目から21日目までの間

(2) 産後1か月健診 出産した日の翌日から起算し、22日目から60日目までの間

(補助券の利用)

第8条 補助券の交付を受けた対象者は、補助券及び母子健康手帳を契約医療機関に提出し、妊産婦健診を受診するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、妊産婦健診に要した費用が第10条に規定する助成額に満たないときは、補助券を利用することができない。

(台帳の整備)

第9条 町長は、補助券の交付状況を明らかにするため、妊産婦健康診査費用補助券交付台帳(第2号様式)を備え、これを管理するものとする。

(費用の助成)

第10条 町長は、妊産婦健診に係る費用について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を助成するものとする。

(1) 妊婦健診第1回目(転入者であって、第1回目の妊婦健診に相当する健診を既に受診している者は除く。) 12,000円

(2) 妊婦健診第2回目から14回目まで(多胎妊娠の場合にあっては、19回目まで) 1回につき5,000円

(3) 産婦健診 1回につき5,000円

(助成の方法)

第11条 助成は、神奈川県産科婦人科医会又は第4条第1項第2号の医療機関等(以下「請求医療機関等」という。)からの請求に対し、町長が前条に規定する助成額を支払うことによって行うものとする。

2 町長は、前項に規定する請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該助成額を請求医療機関等に支払うものとする。

(助成の特例)

第12条 前条第1項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合の助成については、第10条に規定する助成額の全部又は一部を町長が当該対象者に支給することによって行うものとする。

(1) 契約医療機関以外の医療機関等において妊産婦健診を受診し、その妊産婦健診に要した費用を当該医療機関等に支払ったとき。

(2) 第8条第2項の規定により補助券を利用することができず、妊産婦健診に要した

費用を医療機関等に支払ったとき。

(3) その他町長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により支給する助成の額は、第10条に規定する助成額と支給に係る妊産婦健診に要した額のいずれか少ない額とする。

(特例による助成の手続)

第13条 前条に規定する助成の支給を受けようとする対象者は、寒川町妊産婦健康診査費用助成金支給申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 母子健康手帳

(2) 支給に係る妊産婦健診の補助券

(3) 医療機関等が発行する領収書等(受診者の氏名、受診日及び妊産婦健診に係る費用であることが明示されているもの)

(4) 前3号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、助成の申請若しくは受領を対象者自らができない状況にあるとき又は対象者が死亡したときは、次に掲げる者が対象者に代わって行うことができる。

(1) 対象者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 2親等内の親族

(3) その他町長が適当と認める者

3 前2項に規定する申請を行う者(以下「申請者」という。)は、対象者の1の妊娠に係る複数分の妊産婦健診に対する助成額を合算して申請することができるものとし、その最後の妊産婦健診の日の翌日から起算して1年以内に申請しなければならない。

(助成金の支給決定)

第14条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し、寒川町妊産婦健康診査費用助成金支給(不支給)決定通知書(第

4号様式)により申請者に通知する。

(助成金の支給決定の取消し等)

第15条 町長は、偽りその他不正な手段により、助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(事後措置)

第16条 町及び妊産婦健診を実施した医療機関は、密接な連携を図り、適切な保健指導にあたるよう努めるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、第12条から第14条までの規定は、同日以後に受診した妊産婦健診について適用する。

(特例による助成の手続の特例)

2 対象者の1の妊娠に係る複数分の妊産婦健診の最後の日の翌日から起算して1年以内の日が令和2年3月1日から令和4年3月30日までの間に到来する場合における第13条第3項の適用については、同項中「その最後の妊産婦健診の日の翌日から起算して1年以内に」とあるのは「令和4年3月31日までに」とする。

(経過措置)

3 平成24年3月31日までに交付された従前の制度に基づく補助券は、この要綱により交付された補助券とみなす。

附 則(平成24年7月9日)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(残存用紙の使用)

- 2 この要綱の施行前に、改正前の寒川町妊婦健康診査事業実施要綱の規定により既に調整された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。

附 則(平成28年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に受診する妊婦健診から適用する。

(旧補助券の取扱い)

- 2 施行日以後に改正前の寒川町妊婦健康診査事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により交付された寒川町妊婦健康診査費用補助券(以下「旧補助券」という。)を使用して妊婦健診を受診した者(以下「旧補助券使用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を当該妊婦健診を受診した医療機関等に支払うものとする。

(1) 第1回目(転入者であつて、第1回目の妊婦健診に相当する健診をすでに受診している者を除く。) 妊婦健診に要した費用から旧要綱第10条第1号に規定する助成額を控除して得た額

(2) 第2回目 妊婦健診に要した費用から旧要綱第10条第2号に規定する助成額を控除して得た額

- 3 町長は、旧補助券使用者に対し、前項の規定による助成に加え、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を助成するものとする。

(1) 前項第1号の規定による助成を受けた者 妊婦健診に要した費用又は改正後の寒川町妊婦健康診査事業実施要綱(以下「新要綱」という。)第10条第1号に規定する助成額のいずれか低い額から旧要綱第10条第1号に規定する助成額を控除して得た額

(2) 前項第2号の規定による助成を受けた者 妊婦健診に要した費用又は新要綱第10条第2号に規定する助成額のいずれか低い額から旧要綱第10条第2号に規定する助成額を控除して得た額

4 前項の規定による助成の手続の方法は、新要綱第13条の規定を準用する。

5 町長は、旧補助券を交付された者の求めに応じ、旧補助券(未使用であつて、有効期間内のものに限る。)と新要綱の規定により交付する寒川町妊婦健康診査費用補助券を交換するものとする。

附 則(平成31年3月25日)

この要綱は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、産婦健診については、施行日以降に出産した者から適用する。

附 則(令和2年6月23日)

この要綱は、令和2年6月23日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

附 則(令和3年3月1日)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に妊娠している者(多胎妊娠に限る。)に係る妊産婦健診の回数については、改正後の第5条の規定にかかわらず別に町長が定めるところによるものとする。